

令和5年第3回定例会
赤井川村議会会議録
第1日（令和5年9月11日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第33号 赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案について
予算特別委員会の設置
- 第 5 議案第34号 赤井川村公営企業の設置等に関する条例案について
- 第 6 議案第35号 赤井川村企業職員の給与及び旅費に関する条例案について
- 第 7 議案第36号 赤井川村公営企業の剰余金の処分等に関する条例案について
- 第 8 議案第37号 赤井川村課設置条例の一部を改正する条例案について
- 第 9 議案第38号 赤井川村情報公開条例の一部を改正する条例案について
- 第10 議案第39号 赤井川村職員定数条例の一部を改正する条例案について
- 第11 議案第40号 赤井川村財政調整基金条例の一部を改正する条例案について
- 第12 議案第41号 赤井川村特別会計条例の一部を改正する条例案について
- 第13 議案第42号 赤井川村給水条例の一部を改正する条例案について
- 第14 議案第43号 赤井川村下水道条例の一部を改正する条例案について
- 第15 議案第44号 赤井川村下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例案について
- 第16 議案第45号 赤井川村水洗便所改造資金貸付条例の一部を改正する条例案について
- 第17 議案第46号 赤井川村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例案について
- 第18 議案第47号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について
- 第19 議案第48号 カルデラ温泉他エネルギー転換設備導入工事請負契約の締結の議決事項の変更について
- 第20 議案第49号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第6号）
- 第21 議案第50号 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第51号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第52号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第24 議案第53号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

教育委員会次長 藤 田 俊 幸 君

◎議会事務局

事 務 局 長 横 井 慎 之 君
書 記 伊 藤 秋 恵 君

(午前 9時02分開会)

◎開会宣告

○議長（岩井英明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、令和5年第3回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
今期定例会に提出されました案件は、議案21件、認定5件、同意案1件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番、川人孝則君及び6番、藤門弘君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月13日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から9月13日までの3日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思っております。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきますと思っておりますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思っております。

本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

続いて、村長より行政報告、教育長より教育行政報告を行いたいと思っております。

村長より報告を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） 改めまして、おはようございます。行政報告の前に一言、この週末2日間に開催しましたイベントについてご報告とお礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

議員の皆さんにもちょっと様子を見に来ていただいたりとかということをしていただき、

大変ありがとうございました。想定以上にお客様が来てくれたということで大変にぎわいを持って、2日間大きな事故なく終了できました。この後実行委員会のほうで総括をして、イベントの今後の進め方、在り方、いろいろ議論をされるかなというふうに考えておりますので、またそれらの総括が出ましたら皆さんのほうにもご報告をしていきたいなど、こういうふうに思っております。予算づけから、いろんな議論から、このイベントに向けてご協力をいただいたことを改めてお礼を申し上げまして、簡単ではございますけれども、イベントの報告とお礼に代えさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、お手元の行政報告資料に基づいて行政報告させていただきます。

まずは、1番目の「令和4年度普通会計バランスシート（貸借対照表）について」でございます。1ページ目をお開きください。初めにという部分を読み上げます。地方公共団体（以下、「当該団体」という）において財務書類を作成する目的は、経済的または政治的意思決定を行うべく当該団体の期末における財政状態に関する情報を利用する者に対し、意思決定に有用な情報を分かりやすく開示することによる説明責任の履行と資産、債務管理や予算編成、行政評価などに有効に活用することでマネジメントを強化し、財政の効率化、適正化を図ることにあります。

具体的には、当該団体の財政状態が分かる貸借対照表、発生主義による一会計期間における費用、収益が分かる行政コスト計算書、純資産の変動が分かる純資産変動計算書及び資産収支の状態が分かる資金収支計算書により現在の財政状況並びに将来の情報を予測することができますということで、そういった目的の下バランスシートを作らせていただき、公表させていただいております。

財務書類から分かることということで、令和5年3月31日現在、赤井川村の総資産は113億円となり、負債は約25億、その差である純資産は約88億円ということになっております。

2ページ以降、9ページまではそれぞれ書類作成に当たっての文言の説明だとか、計算の根拠、それと財務資料ということになっておりますので、後ほどご高覧いただければというふうに考えてございます。

続きまして、2番目の「地方公共団体の財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告」についてということで10ページ目をお開きください。

地方公共団体の財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びに公営企業に係る特別会計の資金不足比率（以下「資金不足比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとされております。令和4年度分の健全化判断比率及び資金不足比率の算定を行った結果を監査委員の審査意見とともに別紙のとおり報告いたしますということで、11ページがそれぞれ健全化判断比

率、資金不足比率となっております。

注意事項でお話しさせていただきますと、上段の注意事項として実質赤字比率は赤字であることから算定されていないということになっております。2として、連結実質赤字比率は資金剰余が黒字であることから算定されていない。3として、将来負担比率は充当可能財源より少ないことから算定されていないということで、実質の公債費比率が5.7ということになっております。

下段でいきますと、注意事項のところを読み上げますと、各会計の資金不足比率は資金剰余が黒字であることから算定されないということで算定はされておられません。

12ページに用語の説明という資料がついておりますので、後ほどご覧いただければなというふうに思います。

続きまして、3番目、「北海道新幹線工事富田地区対策土受入地採水結果について」ということで13ページをお開きください。採水場所については14ページに図示しておりますので、後ほど御覧いただければというふうに思います。

北海道新幹線工事富田地区対策土受入地採水結果について。

赤井川村では、村独自に北海道新幹線工事富田地区対策土受入れ地における水質モニタリング調査を実施しており、採水場所は対策土受入れ地内の沈砂池放流口の下流にて表流水、沢水を採取しております。

直近のモニタリング結果について、次のとおり報告いたします。米印で、令和3年10月からのモニタリング結果についてはホームページで公表しておりますということで、令和5年8月7日に採取した結果を表に示させていただいております。表の下の米印として、内々未満の表記は試料における計量の結果が定量下限値未満であることを示すということで、全ての項目において定量地下限未満ということで基準に値するような結果は出ていないということでご報告をさせていただきます。

最後になりますけれども、4番目として「令和5年6月1日以降工事等発注状況について」ということで15ページ目をお開きください。6月1日の地籍管理システムデータ構築業務から8月31日の赤井川村の強い産業づくりを担う中核プレーヤー発掘・育成・ステップアップ支援事業まで全25件についての工事発注状況についてご報告をさせていただきますので、後ほどご覧いただければというふうに考えてございます。

以上、4点について行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩井英明君） 教育長より教育行政報告をお願いします。

教育長。

○教育長（根井朗夫君） 改めまして、おはようございます。それでは、教育行政報告をさせていただきます。

1点目は、本年度の中学生及び高校生海外研修事業の実施結果についてであります。皆様に特別のご配慮をいただきました高校生の海外研修事業と今年で18回目となりました中学生の海外研修事業は8月5日から11日までの7日間実施し、事故なく大きな成果を上げ

て終了いたしました。中学3年生11名と引率2名、高校生18名と引率3名、総勢34名がオーストラリア、メルボルン市のストラスモアセカンダリースクールを中心に学習をさせていただきました。例年を超える大人数が行くことでホームステイについては難しいと言われ、ホテルからの学校通いではありましたが、子供たちは元気に現地の学校での授業、それからオーストラリアの歴史や文化の見学など、多くのことを学習、体験することができました。最終日にはバディーといって、2人組になって向こうの生徒に手を引かれまして、それぞれ違う向こうの授業を受けた生徒たちです。ストラスモア校は2,000人のマンモス校なので、みんなばらばらに散っていたところなのですが、最後のお別れのパーティーでは赤井川の子供たちはよさこいを披露したのですけれども、その迫力に向こうの生徒たちは、先生も含めてですけれども、大変感動していたところです。そして、その使った鳴子をバディーの相手にプレゼントいたしますと、跳びはねて喜ぶ向こうの生徒ですとか、抱き合って喜び合う者、中には涙ぐむ者もいまして、感動的な場面が表れていました。今回の研修中子供たちからは、英語って大切ということは分かっているけれども、本当に大事だとか、交流って大切だとか、来年妹来るから、ちゃんと英語を勉強しておけと言っておかなければとかというようなつぶやきが生の声で聞こえてきています。これまで学校で学んできた外国語とか英語の教育に異文化の中で話をしなければならないという、そういうような環境、それから読まなければならない、そういう環境に置かれて、その上で交流活動の心を加えることができるこの研修活動は、まさに社会教育事業の粋を集めたものであるということが言えるのかなというふうに思います。来年はストラスモア側からの受入れが予定されています。本村教育の柱の一つに社会のグローバル化の進展と対応を挙げていますが、学校教育と社会教育を併せたオーストラリア研修の実践につながる指導プランを構築しながら今後も充実した事業へ継続させたいと考えております。皆様のご理解とご指導、ご支援をよろしくお願いいたします。

現在報告書の取りまとめを行っていますので、完成次第皆様に配付させていただきます。添付しております資料につきましては、研修の行程表、参加者名簿、それから写真となっております。お目通しいただければと存じます。

2点目につきましては、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び報告書についてであります。このことについては、国の法律によって平成20年度から教育委員会の権限に属する事務の管理、執行状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、皆様に報告することとされております。つきましては、令和4年度における事務事業の執行状況についてお手元に配付させていただいております報告書のとおりとなっておりますので、ご報告申し上げます。今後とも教育委員会の事務事業につきまして内外部からの点検評価をいただき、より効果的な事務事業の推進に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

3点目につきましては、小学校適正配置検討委員会について口頭での報告でございます。このことにつきましては、6月の定例議会で皆様に設置についてお知らせいたしましたところ

であります。公募委員、それから区会選出委員を含めた委員委嘱が終了いたしまして、8月30日に第1回目の検討委員会を開催いたしました。1回目の委員会については、学校の管理者、設置の確認、ここに至るまでの学校運営協議会、こっこクラブとの経過、それから児童数や学校数の推移を委員の皆さんに確認いただきまして、2回目以降の協議として現在の村内の小学校の規模が適正なのかとか、それから適切でないとした場合にはどのような形が適切なのか、その前のスケジュール、つまりゴールはいつに定めていくべきなのかを今後検討していただくことを確認したところです。1か月後に2回目の会議を、各団体の声を拾っていただいた上で会議を予定しているということで会議を終了したところでございます。この適正配置検討委員会の様子は村のホームページのほうにも情報を設置しまして、あるいはブログのほうにも発信させていただいているところですが、今回今度15日の区会回覧で紙ベースでも回覧させていただいております。今後とも区会回覧やホームページでこの情報については適時発信させていただこうというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、教育行政報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第33号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第33号 赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第33号についてご説明いたします。

議案第33号 赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

提案理由につきましては、山村活性化支援センターの一部施設の用途の変更に伴い使用料を見直すため、この条例を改正しようとするものであります。

議案3ページの改正要点資料を御覧ください。山村活性化支援センターの一部施設をサテライトオフィス並びにコワーキングスペースに用途変更するため、使用料の見直しを行うものです。施設2階、サテライトオフィス部分については月額使用料として2人用で2万円から6人用で6万円までの使用料設定、コワーキングスペースについては、月額制として個人利用の場合は1万円、法人利用は2万円、時間制利用については利用4時間未満で550円、4時間以上で1,100円の使用料と設定するものです。また、1階、集会室兼スポ

一ツルーム、いわゆる体育館の部分でありますけれども、それと調理実習室休憩室についても施設整備時から昼間の料金、夜間料金と使用料が定められておりましたが、従前の営利を目的とする利用、その他の利用の区分に応じ、時間制の料金区分へと変更するものです。時間制料金については、従前の料金を基に1時間当たりの金額を算出するとともに消費税の増税分、暖房料金分を加味し、料金設定をしております。

資料4から5ページにただいまご説明させていただきましたスペースごとの使用料の資料を添付しておりますので、ご高覧願います。なお、2階のサテライトオフィス、コワーキングスペースを除き、住民が施設を利用する場合や国、公共的団体が利用する場合には営利を目的とする場合を除き従前どおり無料であります。

以上、ご説明といたしますので、ご審議いただきご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第33号につきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先ほど協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては藤門弘議員をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしく取り計らい願いたいと思っております。

◎日程第5 議案第34号及び日程第7 議案第36号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、議案第34号 赤井川村公営企業の設置等に関する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第5、議案第34号から日程第7、議案第36号までを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第34号 赤井川村公営企業の設置等に関する条例案について、日程第6、議案第35号 赤井川村企業職員の給与及び旅費に関する条例案について、日程第7、議案第36号 赤井川村公営企業の剰余金の処分等に関する条例案についてを一括議題といたしたいと思っております。

提案理由の説明を求めます。

釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） ただいま上程いただきました議案第34号から議案第36号につきまして一括で説明させていただきます。

議案第34号 赤井川村公営企業の設置等に関する条例案について。

赤井川村公営企業の設置等に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

理由といたしまして、令和6年4月1日に簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の公営企業法の適用を受けるため、この条例を制定しようとするものである。

制定内容についてご説明いたします。1ページを御覧ください。全文を読み上げませんが、部分的に説明させていただきます。第3条、法適用について、法適用には全部適用と財務適用の選択がありましたが、当村では財務適用にすると会計処理が複雑になり、会計管理者に事務の負担が集中することから、原課で会計事務を完結できるように全部適用を選択いたしました。

第4条、経営の基本、第2項、第3項につきまして、両事業とも経営規模に変更はございません。

第5条、管理者について、現在の課の構成や事務処理環境を残しつつ公営企業に移行するため、独立して管理者を設置しないで管理者の権限を村長が行うことといたしました。

第6条、組織について、建設課の人員は現状を維持しながら職員を併任することにより水道課を設置することといたしました。

第7条、重要な資産の取得及び処分について、こちらは一般会計と同じ条件で行うことといたしました。

2ページ目を御覧ください。第8条、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに第9条、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について、これらの条文につきましては先行自治体を参考とさせていただきました。

続きまして、議案第35号 赤井川村企業職員の給与及び旅費に関する条例案について。

赤井川村企業職員の給与及び旅費に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

理由といたしまして、令和6年4月1日に簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について公営企業法の適用を受けるため、この条例を制定しようとするものであります。

制定内容についてご説明いたします。1ページを御覧ください。全文を読み上げませんが、内容につきましては赤井川村職員と同様の取扱いとなっております。

続きまして、議案第36号 赤井川村公営企業の剰余金の処分に関する条例案について。

赤井川村公営企業の剰余金の処分等に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

理由といたしまして、令和6年4月1日に簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について公営企業法の適用を受けるため、この条例を制定しようとするものであります。

制定内容についてご説明いたします。1 ページを御覧ください。こちらも全文を読み上げませんが、内容につきましては公営企業では基金を持たないため利益が生じた場合の処分方法を定めております。

以上、議案第34号から議案第36号を一括してご説明させていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第34号から議案第36号につきましては、全員で構成する予算特別委員会に付託の上、審議することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号から議案第36号につきましては、先ほど設置いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第37号及び日程第10 議案第39号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第8、議案第37号 赤井川村課設置条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第8、議案第37号から日程第10、議案第39号までを一括議題としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第37号 赤井川村課設置条例の一部を改正する条例案について、日程第9、議案第38号 赤井川村情報公開条例の一部を改正する条例案について、日程第10、議案第39号 赤井川村職員定数条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） ただいま上程いただきました議案第37号から議案第39号について一括で説明させていただきます。

議案第37号 赤井川村課設置条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村課設置条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

理由といたしまして、令和6年4月1日に簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について公営企業法の適用を受けるため、この条例を改正しようとするものである。

改正内容についてご説明いたします。3 ページを御覧ください。改正条例欄の2条につ

きまして、公営企業の法適用に伴う整理となっております。条例改正による影響につきましてはございません。

続きまして、議案第38号 赤井川村情報公開条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村情報公開条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

理由といたしまして、令和6年4月1日に簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について公営企業法の適用を受けるため、この条例を改正しようとするものである。

改正内容についてご説明いたします。3ページを御覧ください。第2条につきまして、公営企業の法適用による地方公営企業の管理者の追加となっております。条例改正による影響につきましてはございません。

続きまして、議案第39号 赤井川村職員定数条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村職員定数条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

理由といたしまして、令和6年4月1日に簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について公営企業法の適用を受けるため、この条例を改正しようとするものである。

改正内容についてご説明いたします。3ページを御覧ください。改正条例欄の第1条、第2条につきまして、公営企業の法適用による職員定数の整理となっております。条例改正による影響につきましてはございません。

以上、議案第37号から議案第39号を一括してご説明させていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第37号から議案第39号につきましては、全員で構成する予算特別委員会に付託の上、審議することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第39号につきましては、先ほど設置いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎日程第11 議案第40号及び日程第17 議案第46号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第11、議案第40号 赤井川村財政調整基金条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第11、議案第40号から日程第17、議案第46号までを一括議題としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第40号 赤井川村財政調整基金条例の一部を改正する条例案について、日程第12、議案第41号 赤井川村特別会計条例の一部を改正する条例案について、日程第13、議案第42号 赤井川村給水条例の一部を改正する条例案について、日程第14、議案第43号 赤井川村下水道条例の一部を改正する条例案について、日程第15、議案第44号 赤井川村下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例案について、日程第16、議案第45号 赤井川村水洗便所改造資金貸付条例の一部を改正する条例案について、日程第17、議案第46号 赤井川村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） ただいま上程いただきました議案第40号から議案第46号について一括で説明させていただきます。

議案第40号 赤井川村財政調整基金条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村財政調整基金条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

理由といたしまして、令和6年4月1日に簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について公営企業法の適用を受けるため、この条例を改正しようとするものである。

改正内容についてご説明いたします。3ページを御覧ください。改正条例欄の2条につきまして、公営企業の法適用による簡易水道事業特別会計の削除となっております。条例改正による影響につきましてはございません。

続きまして、議案第41号 赤井川村特別会計条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村特別会計条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

理由といたしまして、令和6年4月1日に簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について公営企業法の適用を受けるため、この条例を改正しようとするものである。

改正内容についてご説明いたします。3ページを御覧ください。改正条例欄の1条につきまして、公営企業法で会計設置の規定があるため、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計に関する文言を削除するということになっております。条例改正による影響につきましてはございません。

続きまして、議案第42号 赤井川村給水条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村給水条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

理由といたしまして、令和6年4月1日に簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について公営企業法の適用を受けるため、この条例を改正しようとするものである。

改正内容についてご説明いたします。3ページを御覧ください。改正条例欄の第1条、第3条、第4条第1項、第13条第3項につきまして、公営企業の法適用による字句の整理

となっております。別表第1につきましては赤井川村公営企業の設置等に関する条例で、給水区域を定めるため削除となっております。条例改正による影響につきましてはございません。

続きまして、議案第43号 赤井川村下水道条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村下水道条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出します。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

理由といたしまして、令和6年4月1日に簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について公営企業法の適用を受けるため、この条例を改正しようとするものである。

改正内容についてご説明いたします。4ページを御覧ください。改正条例欄の第1条、第2条、第3条ただし書、第16条、別表1につきましては、公営企業の法適用による字句の整理となっております。条例改正による影響につきましてはございません。

続きまして、議案第44号 赤井川村下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

理由といたしまして、令和6年4月1日に簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について公営企業法の適用を受けるため、この条例を改正しようとするものである。

改正内容についてご説明いたします。3ページを御覧ください。改正条例欄の第4条につきまして、公営企業の法適用による字句の整理となっております。条例改正による影響につきましてはございません。

続きまして、議案第45号 赤井川村水洗便所改造資金貸付条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村水洗便所改造資金貸付条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

理由といたしまして、令和6年4月1日に簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について公営企業法の適用を受けるため、この条例を改正しようとするものである。

改正内容についてご説明いたします。3ページを御覧ください。第5条第1項につきまして、公営企業の法適用による字句の整理となっております。条例改正による影響につきましてはございません。

続きまして、議案第46号 赤井川村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

理由といたしまして、令和6年4月1日に簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について公営企業法の適用を受けるため、この条例を改正しようとするものである。

改正内容についてご説明いたします。3ページを御覧ください。改正条例欄の第2条第2項につきまして、公営企業の法適用による地方公営企業の管理者の追加となっております。条例改正による影響につきましてはございません。

以上、議案第40号から議案第46号を一括してご説明させていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第40号から議案第46号につきましては、全員で構成する予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第46号につきましては、先ほど設置いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎日程第18 議案第47号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第18、議案第47号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約についてを議題といたしたいと思っております。

提案理由の説明を求めます。

高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第47号についてご説明いたします。

議案第47号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を変更したので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

提出日の日が抜けておりますことをおわび申し上げます。

提案理由につきましては、最終ページを御覧ください。新旧対照表にありますように、地方自治法に基づき特別地方公共団体として設置されている後志広域連合において連合正規職員、いわゆるプロパー職員を新たに採用することに伴い後志広域連合が退職手当組合に加入する必要があるため、規約改正を行うものです。一部事務組合の規約の改廃については、地方自治法の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要でありますことから、本定例会に提出させていただいたところです。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

す。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第47号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第47号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第48号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第19、議案第48号 カルデラ温泉他エネルギー転換設備導入工事請負契約の締結の議決事項の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

釣賀建設課長。

○建設課長(釣賀謙一君) ただいま上程いただきました議案第48号について説明させていただきます。

議案第48号 カルデラ温泉他エネルギー転換設備導入工事請負契約の締結の議決事項の変更について。

次のとおり工事請負契約の締結の議決事項の変更をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

理由といたしまして、令和5年6月12日開催の議会において議決を経た工事請負契約が、半導体の納期遅延により仕様の変更及び排湯槽の熱回収率向上のため、設計変更を行おうとするものである。

1 ページ目を御覧ください。契約相手方につきまして、変更はございません。工事費の変更につきまして、現請負契約金額、税込み1億978万円、設計変更後請負金額、税込み1億1,247万5,000円となり、269万5,000円の増額となります。3番、工事内容の変更につき

ましては、①といたしまして井戸ポンプ用制御盤からインバーターを取り付けない仕様に変更いたします。②番といたしまして、保養センターの排湯槽に熱回収率向上を目的として排湯の水位を上げるため、仕切り板及びポンプを設置するよう変更することとなります。

4、工期につきましては変更ありません。

以上で説明といたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第48号につきましては、全員で構成する予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号につきましては、先ほど設置いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

若干休憩いたします。

午前 9時48分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

◎日程第20 議案第49号ないし日程第24 議案第53号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第20、議案第49号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

この際、日程第20、議案第49号から日程第24、議案第53号までを一括議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第20、議案第49号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第6号）、日程第21、議案第50号 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第22、議案第51号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第23、議案第52号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第24、議案第53号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、補正予算について提案理由の説明をさせていただきます

す。

まずは、議案第49号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第6号）についてでございます。1ページ目をお開きください。

議案第49号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第6号）。

令和5年度赤井川村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,881万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,006万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

それでは、1枚おめくりいただきまして、第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款村税、既定額に54万5,000円を追加し、3億4,143万8,000円に、1項の村民税で467万3,000円の減、2項固定資産税で504万3,000円の増、3項軽自動車税で17万5,000円の増でございます。

9款地方特例交付金、既定額に9万円を追加し、39万円に、1項の地方特例交付金の増でございます。

10款地方交付税、既定額に8,306万9,000円を追加し、11億5,806万9,000円に、1項の地方交付税の増でございます。

12款分担金及び負担金、既定額に4万9,000円を追加し、739万5,000円に、1項の負担金の増でございます。

14款国庫支出金、既定額に33万1,000円を追加し、3億3,713万4,000円に、2項の国庫補助金の増額です。

15款道支出金、既定額に15万1,000円を追加し、9,622万2,000円に、1項の道負担金で3万4,000円の増、2項の道補助金で11万7,000円の増でございます。

18款繰入金、既定額から6,606万円を減じて1億3,090万8,000円に、2項の基金繰入金の減額でございます。

19款繰越金、既定額に5,094万6,000円を追加し、8,094万6,000円に、1項の繰越金の増でございます。

3ページ目に入ります。20款諸収入、既定額に948万4,000円を追加し、7,749万8,000円に、4項雑入の増でございます。

21款村債、既定額に21万円を追加し、2億9,051万円に、1項の村債の追加でございます。

歳入合計、既定額に7,881万5,000円を追加し、29億4,006万7,000円にしようとするものでございます。

続きまして、4ページ、歳出でございます。2款総務費、既定額に4,442万8,000円を追

加し、7億7,694万8,000円にしようとするものでございます。1項の総務管理費で4,130万3,000円の追加、2項徴税費で123万3,000円の追加、3項戸籍住民基本台帳費で183万2,000円の追加、5項統計調査費で6万円の追加でございます。

3款民生費、既定額に498万5,000円を追加し、3億6,037万8,000円にしようとするものでございます。1項社会福祉費で405万6,000円の追加、2項児童福祉費で92万9,000円の追加でございます。

4款衛生費、既定額に869万1,000円を追加し、3億6,446万1,000円にしようとするものでございます。1項保健衛生費の増額でございます。

5款農林水産業費、既定額に454万1,000円を追加し、1億8,116万6,000円にしようとするものです。1項の農業費の増額です。

6款商工費、既定額に586万5,000円を追加し、1億9,194万4,000円にしようとするものです。1項の商工費の増額でございます。

7款土木費、既定額に518万9,000円を追加し、3億7,666万円にしようとするものです。2項の道路橋梁費で361万9,000円の増額、4項住宅費で157万円の増額でございます。

8款消防費、既定額に326万円を追加し、1億6,488万5,000円にしようとするものです。1項の消防費の増額でございます。

5ページに入ります。9款教育費、既定額に225万2,000円を追加し、2億1,969万8,000円に、1項教育総務費で172万8,000円の増額、2項小学校費で32万円の増額、3項中学校費で15万8,000円の増額、4項社会教育費で2万3,000円の増額、5項保健体育費で2万3,000円の増額でございます。

10款災害復旧費、既定額から34万1,000円を減じ、1,041万7,000円にしようとするものです。1項公共土木施設災害復旧費で34万1,000円の減額でございます。

12款予備費、既定額から5万5,000円を減じ、222万7,000円に、1項予備費の減額でございます。

歳出合計、既定額に歳入同額の7,881万5,000円を追加し、29億4,006万7,000円にしようとするものでございます。

続きまして、6ページに入ります。第2表、繰越明許費。6款商工費、4項保養センター費、事業名としましてはカルデラ温泉既存熱源設備等改修工事につきまして5,533万円の繰越明許費の計上でございます。

続きまして、7ページ、第3表、地方債補正、上段からいきます。緊急防災・減災事業債、農業水路等長寿命化・防災減災事業につきまして、補正後の額としては皆減でゼロでございます。続きまして、下段に入ります。臨時財政対策債、臨時財政対策事業につきましては、補正前金額に81万円を追加し、651万円に、起債の合計で補正前が2億9,030万円に対し、補正後は2億9,051万円21万円の増です。起債の方法、利率、償還の方法については従前と変更がございません。

詳細については、副村長以下で説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご決定く

でございますようよろしく申し上げます。

続きまして、令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）でございます。1ページをお開きください。

議案第50号 令和5年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度赤井川村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,923万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、4款繰越金、既定額に24万9,000円を追加し、25万円に、1項の繰越金の増でございます。

歳入合計、既定額に24万9,000円を追加し、1,923万円にしようとするものでございます。

続きまして、3ページ、歳出でございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金、既定額に24万9,000円を追加し、1,745万3,000円に、1項後期高齢者医療広域連合納付金の追加でございます。

歳出合計、既定額に歳入同額の24万9,000円を追加し、1,923万円としようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

続きまして、令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）でございます。1ページをお開きください。

議案第51号 令和5年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,624万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

2ページに入ります。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款国民健康保険税、既定額に139万1,000円を追加し、2,535万9,000円に、1項の国民健康保険税の増額です。

4款繰入金、既定額から138万7,000円を減額し、1,849万5,000円に、1項の他会計繰入金でございます。

5款繰越金、既定額に236万6,000円を追加し、236万7,000円に、1項の繰越金の増額です。

歳入合計、既定額に237万円を追加し、4,624万円にしようとするものでございます。

次、3ページです。歳出、1款総務費、既定額に4,000円を追加し、4,316万7,000円にしようとするものです。1項の総務管理費の増額です。

2款基金積立金、既定額に236万6,000円を追加し、236万7,000円に、1項基金積立金の増額です。

歳出合計、既定額に歳入同額の237万円を追加し、4,624万円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

続きまして、令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第2号）でございます。1ページ目をお開きください。

議案第52号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,870万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,430万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2款繰入金、既定額から75万2,000円を減じて6,144万7,000円に、1項の一般会計繰入金の減額でございます。

4款諸収入、既定額に1,945万6,000円を追加し、2,322万2,000円にしようとするものです。1項雑入の増額でございます。

歳入合計、既定額に1,870万4,000円を追加し、1億1,430万8,000円にしようとするものでございます。

続いて、3ページです。歳出、1款総務費、既定額から267万9,000円を減じ、1,198万6,000円に、1項の総務管理費の減でございます。

2款営繕費、既定額に2,138万3,000円を追加し、8,766万円に、1項の営繕費の増額でございます。

歳出合計、既定額に歳入同額の1,870万4,000円を追加し、1億1,430万8,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

最後になります。令和5年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第2号）でございます。1ページ目をお開きください。

議案第53号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度赤井川村の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ721万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,566万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、4款繰入金、既定額に721万6,000円を追加し、6,393万2,000円に、1項の一般会計繰入金の増額でございます。

歳入合計、既定額に721万6,000円を追加し、1億1,566万5,000円にしようとするものでございます。

3ページに入ります。歳出、2款営繕費、既定額に721万6,000円を追加し、8,507万6,000円に、1項の営繕費の増額でございます。

歳出合計、既定額に721万6,000円を追加し、1億1,566万5,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長よりご説明をさせます。

以上、上程させていただいた議案の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和5年度一般会計補正予算（第6号）の歳入についての説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の10ページ目をお開きいただきたいというふうに思います。2、歳入、1款村税、1項村民税、1目個人、既定額から467万3,000円を減じ、4,505万7,000円に、これは本年度当初賦課額の確定によるものでございます。

同じく1款2項固定資産税、1目固定資産税、既定額に504万3,000円を追加し、2億6,831万2,000円に、同じく本年度の当初賦課額の確定によるものでございます。

下段に移ります。1款3項軽自動車税、1目軽自動車税、既定額に17万5,000円を追加し、437万8,000円に、同じく本年度当初賦課額の確定によるものでございます。

続いて、11ページです。9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、既定額に9万円を追加し、39万円に、これは地方特例交付金の額の確定による増でございます。

続いて、12ページです。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、既定額に8,306万9,000円を追加し、11億5,806万9,000円に、これは普通交付税の内示額が示されたことによる増額でございます。

続いて、13ページに移ります。12款分担金及び負担金、1項負担金、2目農林水産業費

負担金、既定額に4万9,000円を追加し、604万9,000円に、内訳は道営農地基盤整備工事において休耕を行い施行する場合、休耕等による調整経費の支援をする制度があり、その受益者負担を新規に計上するものでございます。

続いて、14ページです。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額に183万1,000円を追加し、2億960万9,000円に、内訳はデジタル基盤改革支援補助金の新規計上で、これは総合行政システム標準化対応業務を行うためのもので、詳細は後ほど歳出のほうで住民課長のほうから説明を申し上げます。

同じく14ページ中段、14款2項4目土木費国庫補助金、既定額から150万円を減じ、7,233万5,000円に、内訳は1節道路橋梁費補助金の減額で、北丸山線道路改良事業交付金の額の確定による減額でございます。

続いて、15ページです。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、既定額に3万4,000円を追加し、2,666万1,000円に、内訳は3節の身体障害者保護費道負担金の増額で、障害児入所給付・医療費道負担金の額の確定によるものでございます。

同じく15ページ中段、15款2項道補助金、1目総務費道補助金、既定額に16万3,000円を追加し、657万3,000円に、内訳は3節北海道低所得者世帯臨時特別給付金事業道補助金の新規計上で、北海道独自の給付事業に提供するリストの作成費に係る補助金でございます。

同じく15ページ下段、15款2項4目農林水産業費道補助金、既定額から4万6,000円を減じ、5,081万5,000円に、内訳は1節農業費道補助金の減額で、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金の額の確定による増額と農業水路等長寿命化防災減災事業補助金の額の確定による減額によるものでございます。

続いて、16ページです。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、既定額から6,990万円を減じ、8,120万円にしようとするものでございます。内訳は、繰越額等の増額により歳入不足による財源補填の見込みが現時点で少なくなったことによる減額でございます。

同じく16ページ中段、18款2項3目森林環境譲与税基金繰入金、既定額に114万円を追加し、253万9,000円に、内訳は道の駅赤井川修繕に係る費用の一部に充当するものでございます。

同じく中段、18款2項7目公共施設整備基金繰入金、既定額から30万円を減じ、1,040万円に、内訳は充当先の落合線道路災害復旧工事の完了に伴う額の確定による減額によるものでございます。

同じく16ページの下段、18款2項8目農産物価格安定基金繰入金、新たに300万円を新規計上するものでございます。内訳は、肥料価格高騰対策事業補助金の財源とするものでございます。

続いて、17ページです。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、既定額に5,094万6,000円を追加し、8,094万6,000円に、内訳は前年度繰越金の額の確定による増額でございます。

続いて、18ページに移ります。20款諸収入、4項雑入、5目雑入、既定額に948万4,000

円を追加し、2,986万6,000円に、内訳は備荒資金組合超過納付金の配分額が確定したことによる減額、医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金相当額納付金の新規計上、北後志消防組合負担金の精算還付金の額が確定したことによる新規計上及び活力ある農村づくり推進事業助成金の新規計上によるものでございます。

続いて、19ページです。21款村債、1項村債、5目緊急防災・減災事業債、既定額から60万円を皆減、内訳は当初農業水路等長寿命化防災減災事業を対象とすることを見込んでおりましたが、対象とならないと判断されたことによる皆減でございます。

同じく19ページ中段、21款1項6目臨時財政対策債、既定額に81万円を追加し、651万円に、内訳は普通交付税の額の確定により臨時財政対策債の発行可能額が増額となったことによる増額でございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、総務課歳出予算についてご説明させていただきます。

20ページをお開きください。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に37万1,000円を追加し、4億515万6,000円にしようとするもので、人事異動に伴い2節給料から4節共済費までについて補正予算を計上しようとするものです。

続きまして、5目財政調整基金費、既定額に4,033万3,000円を追加し、4,734万1,000円にしようとするもので、歳入説明にもありました備荒資金超過納付配分金の同額を備荒資金組合へ新たに積み立てるための予算計上と地方財政法に基づき前年度繰越金の2分の1程度の額を財政調整基金へ積み立てるための予算計上となっております。

21ページ中段、8目企画費に進みます。既定額に36万8,000円を追加し、2億2,323万7,000円にしようとするもので、委託料のゼロカーボンビレッジ推進調査業務委託料を74万円減額し、旅費として60万円、使用料及び賃借料として14万円を増額補正し、役場庁舎として地中熱及び太陽光発電による省エネ、省CO₂の両立が達成されている十勝管内大樹町へ議会議員の皆さんと資源エネルギー庁の補助事業を活用して先進事例調査として視察を行いたく、予算の組替えを行おうとするものです。また、17節備品購入費は職員事務用パソコン4台を購入するため増額計上するものです。

続きまして、下段、10目集会施設管理費、既定額に20万5,000円を追加し、956万6,000円にしようとするものです。10節需用費については山村活性化支援センター浄化槽曝気ブローア故障に伴う修繕費の増額、委託料については令和4年度作業員重機単価で集会施設の除雪委託料を積算し、予算計上しておりましたが、令和5年度単価による再計算の結果、予算額に不足が生じたことにより4施設で7万7,000円を増額しようとするものです。

続きまして、34ページへ進みます。8款消防費、1項消防費、1目分担金及び交付金、既定額に326万円を追加し、1億5,890万3,000円にしようとするものです。現在赤井川消防

支署においては119番通報受信のため通信指令担当職員1名が常駐しなければならず、大規模事故、火災等発生時において全職員が現場初動に駆けつけることができない状況となっています。赤井川支署からの要望によりまして初動体制強化と救急、消防を担う13名の職員の効果的な体制整備を図るため、令和6年1月をめどに119番通報の第一報の受信について余市消防署で対応することができるよう準備を進めるための補正予算を計上するものであります。

続きまして、39ページをお開きください。12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から5万5,000円を減額し、222万7,000円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

なお、終わりになりますが、40ページ以降に補正予算に係る給与費明細書を添付しておりますことを申し上げ、総務課所管歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 小林住民課長。

○住民課長（小林義幸君） それでは、住民課歳出予算についてご説明させていただきます。

21ページ目をお開きください。2款総務費、1項総務管理費、7目交通安全対策費、既定額に2万6,000円を追加し、219万8,000円にしようとするもので、赤井川村交通安全推進員及び指導員の村外活動における旅費の増額となっております。

22ページ目をお開きください。2款2項徴税费、1目税務総務費、既定額に36万1,000円を追加し、97万9,000円にしようとするものです。内訳は、7節報償費で19万7,000円を赤井川村宿泊税に関する協議会委員謝金代として計上するものです。11節役務費で16万4,000円を、北海道低所得者世帯臨時特別給付金事業補助金の所得情報処理手数料代として計上するものです。この補助金は、6月定例会にて議決された住民税非課税世帯に3万円を給付した事業とは別事業で、住民税均等割のみ課税世帯に対する北海道の支援事業となります。手続は北海道が実施し、対象世帯に1万2,000円を給付します。そのための新規計上によるものです。

2款2項2目賦課徴収費、既定額に87万2,000円を追加し、1,219万1,000円にしようとするものです。これは国税である森林環境税を令和6年度より賦課するためのシステム改修費を新規計上するものです。

23ページ目をお開きください。2款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、既定額に183万2,000円を追加し、2,554万9,000円にしようとするものです。これは総合行政システム標準化対応業務の移行に当たり、既存データについて調整及びデータの整理、抽出、データクレンジング作業のため新規計上するものです。

2款5項統計調査費、1目各種統計調査費、既定額に6万円を追加し、22万9,000円にしようとするものです。

以上でご説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

24ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額に402万3,000円を追加し、1億3,307万5,000円にしようとするものです。内訳は、人事異動による人件費を補正するもののほか、障害者支援区分認定の対象者1名分の医師意見書作成料としまして11節役務費で6,000円、12節委託料で認定調査委託料7,000円を増額しようとするものです。22節償還金利子及び割引料で93万9,000円を増額、令和4年度障害者総合支援事業補助金の額の確定に伴い返還金を新規計上するものでございます。27節繰出金で138万7,000円を減額、国民健康保険特別会計予算補正に伴い繰出金を減額しようとするものです。

2目老人福祉費、既定額に3万3,000円を追加し、1,608万7,000円にしようとするものです。内訳は、11節役務費で緊急通報システム電話架設料の申請申込みにより1件分、3万3,000円を増額しようとするものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、既定額に6,000円を追加し、3,007万円にしようとするものです。4節、市町村職員共済組合負担金の実績による増額です。

3目保育所運営費、既定額に41万2,000円を追加し、2,133万3,000円にしようとするものです。22節償還金利子及び割引料で令和4年度子どものための教育・保育給付費負担金の額の確定に伴い返還金を新規計上するものです。

5目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、既定額に51万1,000円を追加し、128万5,000円にしようとするものです。22節償還金利子及び割引料で令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の額の確定に伴い返還金を新規計上するものでございます。

26ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額から22万2,000円を減じて3,271万1,000円にしようとするものです。内訳は、人件費を実績により補正するもののほか、17節備品購入費で乳幼児の体重計の経年劣化による故障により乳児、幼児が計測できる体重計の購入費を新規計上するものです。

3目環境衛生費、既定額に671万5,000円を追加し、2億7,393万円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で火葬場の火葬後に残りました残骨灰を納める残骨堂のドア修繕費としまして24万4,000円を増額、13節委託料で7,000円の増額、これは蜂の巣撤去に関しまして基本的には職員にて撤去作業を行っておりますが、家屋や校舎など職員では撤去できないものにつきましては専門業者に委託をしていることとございまして、契約単価の上昇により増額するものでございます。27節繰出金で646万4,000円の増額、内訳は簡易水道事業特別会計繰出金75万2,000円の減額、下水道事業特別会計繰出金で721万6,000円を増額するもので、それぞれ特別会計予算の補正に合わせて行うものでございます。

4目診療所費、既定額に62万6,000円を追加し、2,962万7,000円にしようとするものです。内訳につきましては、11節役務費で電子証明書発行手数料2,000円を新規計上、12節委託料でオンライン資格確認システム導入業務委託料としまして61万3,000円と導入後の運用保守業務委託料としまして1万1,000円を新規計上しようとするものです。

5目健康支援センター費、既定額に157万2,000円を追加し、998万円にしようとするものです。内訳は、10節需用費でコピー機の消耗品代23万4,000円の増額、またご要望を受けておりました健康支援センターの駐車場から正面入り口までの歩行の動線確保のため通路設置費63万3,000円及び建物東側非常口窓ガラスの破損により修繕費41万円、合わせて104万3,000円を増額、17節備品購入費でプリンターの故障により新たに購入費を新規計上するものでございます。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、産業課所管の歳出予算について説明させていただきます。

28ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、既定額に109万円を追加して4,690万9,000円にしようとするものです。補正内容は、人事異動等に伴いまして細目1の人件費につきまして2節給料から4節共済費までを増額しようとするものでございます。

中段に参ります。3目農業振興費、既定額に300万円を追加して4,505万6,000円にしようとするものです。補正内容は、新たに細目6肥料価格高騰対策事業費を新規設定し、肥料価格上昇分の7割を補填する国費事業の対象者に村独自でさらに2割を生産者に助成する対策を実施するため、18節負担金補助及び交付金で300万円を新規計上しようとするものでございます。内訳につきましては、村の協議会を經由して申請する分で50件、これが国のほうの対策では800万円の事業費になっておりますが、村としては2割分ということで約240万円でございます。このほか民間肥料メーカーが購入した分を取りまとめて直接道の協議会に申請する分、これを約60万円ほどと見込んで300万円を農産物価格安定基金より全額繰入れして事業を執行しようとするものでございます。

続いて、下段から29ページに参ります。5目農地費、既定額に21万1,000円を追加して2,769万3,000円にしようとするものです。主な補正内容は、道営土地改良事業における余市川第2地区の工事に係る市町村負担金10万円、赤井川地区基盤整備事業における休耕して土地改良事業を実施する場合、圃場への調整経費ということでこれは20アールですが、調整経費として、その支援として11万1,000円、併せまして18節負担金補助及び交付金で21万1,000円を新規計上しようとするものでございます。

同じく29ページですが、9目水利施設管理費、既定額に24万円を追加して2,248万6,000円にしようとするものです。主な補正内容は、13節使用料及び賃借料でダム管理用道路の

雑木処理に伴って重機借り上げ料31万6,000円の増額、14節工事請負費ではダム放流施設の
外壁工事の執行残9万6,000円を整理しようとするものでございます。

続いて、30ページになります。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額に58
万7,000円を追加して2,645万4,000円にしようとするものです。補正内容は、人事異動等に
伴いまして人件費につきまして2節給料から4節共済費までを増額しようとするものでご
ざいます。

続いて、下段になります。2目観光費、既定額に165万8,000円を追加して4,537万1,000
円にしようとするものです。主な補正内容は、細目1の観光振興費では、10節需用費の印
刷製本費で観光パンフレットの増刷として10万3,000円、このほか今年度補助事業で実施し
ております観光プロモーション事業におきましては、13節使用料及び賃借料で見込まれる
イベント会場の使用料の減額分を10節需用費の消耗品費で同額28万円を組替えしようとする
ものでございます。また、細目2道の駅あかいがわ施設管理費では、道の駅本館の屋根
の煙突撤去に関連する経費として、10節需用費で修繕費155万5,000円を計上しようとする
ものでございます。なお、今回の修繕に関しましては全体の修繕は約380万円の経費が見込
まれているところでございますが、最終的に業者負担のほうを差し引いて煙突撤去に伴っ
て生じるストーブに関連する経費を計上しているものでございます。

続いて、31ページになります。3目小公園管理費、既定額に35万3,000円を追加して4,344
万7,000円にしようとするものです。主な補正内容は、細目1のカルデラ公園の除雪管理委
託料、細目2のみやこ公園・都運動公園の除雪の管理委託料におきまして12節委託料で合
わせて5万7,000円の増額、細目4落合ダム親水広場管理費ではバイオトイレに係る修繕費
といたしまして、当初予算措置しておりました消耗品費と修繕費の組替えを行いまして、
トータル10節で需用費29万6,000円の計上をしようとするものでございます。

31ページ下段になります。4目保養センター費、既定額に326万7,000円を追加して7,667
万2,000円にしようとするものです。主な補正内容は、施設修繕費として10節需用費で324
万7,000円を計上しております。これは、今年度の温泉施設の設備改修に合わせまして必要
に応じた修繕及び定期的実施する修繕を行いたく増額計上しようとするものでございま
す。

以上で産業課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いいた
します。

○議長（岩井英明君） 釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） 建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

32ページを御覧ください。7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、既定額に435
万4,000円を加え、1億3,440万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、10節需
用費200万円の増額、これにつきましては道路維持修繕費の増額でございます。12節委託料
235万4,000円の増額、これにつきましては除圧雪費の増額でございます。

次に、7款2項2目道路新設改良費、既定額から73万5,000円を減じて5,711万7,000円にしようとするものです。内訳は、2節給料36万3,000円の増額、3節職員手当等20万4,000円の増額、4節共済費19万8,000円の増額、これにつきましては人事異動による増額でございます。14節工事請負費150万円の減額、これにつきましては北丸山線道路改良工事の減額でございます。

続いて、33ページを御覧ください。7款4項住宅費、1目住宅管理費、既定額に157万円を加え、1億1,381万4,000円にしようとするものです。内訳は、2節給料39万1,000円の減額、3節職員手当等2万9,000円の減額、4節共済費21万6,000円の減額、これにつきましては人事異動による減額でございます。8節旅費10万9,000円の増額、これにつきましては景観関係自治体への視察旅費の増額でございます。10節需用費209万7,000円の増額、これにつきましては主に村有住宅管理費、修繕費の増額でございます。

続きまして、38ページを御覧ください。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路河川災害復旧費、既定額に34万1,000円を減じ、1,041万7,000円にしようとするものであります。内訳は、14節工事請負費、落合線道路災害復旧工事の執行残となっております。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 藤田教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） それでは、私から教育委員会所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

35ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、既定額に172万8,000円を追加し、6,508万円にしようとするものです。内訳は、人件費で2節給料、3節職員手当等、4節共済費が人事異動のために増額となるもののほか、7節報償費で新たに設置されました赤井川村立小学校適正配置検討委員会委員の謝金を計上するものと12節委託料で村内の各学校に1月に導入して来年度当初からの本格運用を予定する校務支援システムというシステムについて教育委員会として必要となる導入業務委託料を新たに計上しようとするものです。校務支援システムにつきましては、学校や児童生徒に関する情報をデジタル化し、あらゆる情報を一元管理することで教職員の事務負担が軽減され、子供と向き合える時間が増えるとともに小中学校の基本情報として名簿、指導要録、通知表作成等の様々な場面に活用することができるようになるものとなっております。

続きまして、35ページ最下段の9款からおめぐりいただきまして、2項小学校費、1目学校管理費、既定額に32万円を追加し、2,490万4,000円にしようとするものです。内訳は、赤井川小学校、都小学校のそれぞれに12節委託料で除雪業務の単価見直しにより不足が見込まれる分の増額と、先ほど教育委員会費でご説明しました校務支援システムにつきまして各校ごとにかかる導入委託料及び1月からのシステム利用料3か月分を計上するものとなっております。

次に、同ページ下段、9款3項中学校費、1目学校管理費、既定額に15万8,000円を追加し、1,276万5,000円にしようとするものです。内訳は、小学校と同様に12節委託料で除雪業務の単価見直しにより不足が見込まれる分の増額と校務支援システムに係る導入委託料及びシステム利用料3か月分を計上するものとなっております。

続きまして、37ページを御覧ください。9款4項社会教育費、2目社会教育施設費、既定額に2万3,000円を追加し、886万6,000円にしようとするものです。内訳は、生活改善センター費及び郷土資料館費で、それぞれの施設の12節委託料で除雪業務の単価見直しにより不足が見込まれる分を増額しようとするものです。

最後に、同ページ中段を御覧ください。9款5項保健体育費、2目体育施設費、既定額に2万3,000円を追加し、2,151万7,000円にしようとするものです。内訳は、こちらも村営プール費及び体育館費でそれぞれの施設の委託料で除雪業務の単価見直しにより不足が見込まれる分を増額しようとするものとなっております。

以上で教育委員会所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私から保健福祉課所管の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

予算書6ページをお開きください。2、歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、既定額に24万9,000円を追加し、25万円にしようとするものです。こちらにつきましては、令和4年度分の保険料につきまして本年5月に納付された保険料を令和5年度会計に繰り越すものでございます。

7ページを御覧ください。3、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、既定額に24万9,000円を追加し、1,745万3,000円にしようとするもので、後期高齢者医療広域連合納付金の前年度繰越分の確定に伴い増額しようとするものでございます。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

予算書6ページをお開きください。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、既定額に139万1,000円を追加し、2,535万3,000円にしようとするものです。内訳は、1節医療給付費分現年課税分90万7,000円の増額、2節後期高齢者支援金分現年課税分29万4,000円の増額、3節介護納付金分現年課税分19万円を増額、それぞれ8月1日付の賦課により増額しようとするものでございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から138万7,000円を減じて1,849万4,000円にしようとするものです。内訳は、国民健康保険税の歳入が増えたことにより、その他一般会計繰入金138万7,000円を減額しようとするものでございます。

次に、8ページをお開きください。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、既定額に236万6,000円を追加し、236万7,000円にしようとするものです。内訳は、前年度繰越金の確定に伴い増額しようとするものです。

3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に4,000円を追加し、511万8,000円にしようとするものです。内訳につきましては、市町村職員共済組合負担金を実績により4,000円増額しようとするものでございます。

次に、10ページをお開きください。2款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、既定額に236万6,000円を追加し、236万7,000円にしようとするものです。内訳は、前年度会計繰入金を財政調整基金積立金として新規計上するものでございます。

11ページから補正予算給与費明細書につきましては、後ほど御覧ください。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） 赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第2号）について説明させていただきます。

6ページ目を御覧ください。2、歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に75万2,000円を減じて6,144万7,000円にしようとするものです。内訳は、1節一般会計繰入金の減額でございます。

7ページを御覧ください。4款諸収入、1項雑入、1目雑入、既定額に1,945万6,000円を加えて2,322万2,000円にしようとするものです。内訳は、1節雑入の増額でございます。これにつきましては、都地区簡易水道配水管仮移設に伴う補償費の増額と建物災害共済金の新規計上でございます。

8ページを御覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に267万9,000円を減じて1,198万6,000円にしようとするものです。内訳は、2節給料196万5,000円の減額、3節職員手当100万6,000円の減額、4節共済費63万5,000円の減額、これにつきましては人事異動による減額でございます。10節需用費84万3,000円の増額、これにつきましては印刷製本費の増額でございます。11節役務費8万4,000円の増額、これにつきましては口座振替手数料の増額でございます。

9ページを御覧ください。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額に2,138万3,000円を加えて8,766万円にしようとするものです。内訳は、10節需用費163万8,000円の増額、これにつきましては修繕費の増額でございます。14節工事請負費1,974万5,000円の増額、これにつきましては量水器取替え工事の執行残及び新築住宅に伴う赤井川地区簡易水道町内東線配水管新設工事と都地区簡易水道配水管仮移設工事の新規計上でございます。

以上で赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第2号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていた

できます。6ページをお開きください。2、歳入、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に721万6,000円を加えて6,393万2,000円にしようとするものです。内訳は、1節一般会計繰入金の増額でございます。

7ページを御覧ください。3、歳出、2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額に721万6,000円を加えて8,507万6,000円にしようとするものです。内訳は、14節工事請負費721万6,000円の増額、これにつきましては公共下水道汚水ます設置工事の執行残と新築住宅による公共下水道町内東線管渠新設工事の新規計上でございます。

以上で赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第2号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号から議案第53号までにつきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第53号までにつきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

若干休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

◎日程第25 認定第1号ないし日程第29 認定第5号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第25、認定第1号 令和4年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この際、日程第25、認定第1号から日程第29、認定第5号までを一括議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第25、認定第1号 令和4年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第26、認定第2号 令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第27、認定第3号 令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第28、認定第4号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第29、認定第5号 令和4年度赤井川村下水道事

業特別会計歳入歳出決算の認定について、一括議題といたしたいと思います。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、ただいま上程をいただきました認定第1号から認定第5号までの説明をさせていただきます。

なお、決算認定の説明につきましては、要点のみの説明とさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

まず、認定第1号 令和4年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度赤井川村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

それでは、1ページ目を御覧いただきたいと思いますが、ここから歳入となりますが、最初に3ページ目をお開き願いたいと思います。ここの合計欄を御覧ください。予算現額28億1,242万1,000円、調定額28億284万8,675円、収入済額27億9,652万7,472円、不納欠損額30万8,173円、収入未済額601万3,030円、予算現額と収入済額との比較につきましては1,589万3,528円であります。

それでは、1ページ目にお戻りいただきたいと思います。不納欠損額と収入未済額の説明をさせていただきます。1款村税、1項村民税につきましては、不納欠損額につきましては11件で19万3,973円、収入未済額につきましては延べ78件で417万3,730円。

2項固定資産税につきましては、不納欠損額4件で4万6,500円、収入未済額につきましては延べ42件で141万2,600円。

3項軽自動車税につきましては、不納欠損額8件で6万4,700円、収入未済額につきましては延べ54件で39万9,100円でございます。

続いて、2ページ目を御覧いただきたいと思います。13款使用料及び手数料、2項の手数料につきましては、不納欠損額が3,000円、収入未済額が2万7,600円で、ともに税の督促手数料でございます。

続いて、4ページ、5ページ目をお開きいただきたいと思います。歳出ですが、5ページの下段、歳出合計を御覧いただきたいと思います。予算現額28億1,242万1,000円、支出済額27億832万8,885円、翌年度繰越額1,226万5,600円、不用額9,182万6,515円、予算現額と支出済額との比較につきましては1億409万2,115円でございます。

続いて、6ページに移ります。歳入歳出差引き残額8,819万8,587円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

続いて、飛んで、61ページ目をお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額27億9,652万7,472円、歳出総額27億832万8,885円、歳入歳出差引き額8,819万8,587円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額は725万1,800円、実

質収支額8,094万6,787円でございます。

続いて、62ページ目を御覧いただきたいと思っております。一般会計財産に関する調書です。ここでは、移動箇所のみ説明をさせていただきます。

それでは、次のページ、63ページから説明を申し上げます。1、公有財産、(1)、土地及び建物、公共用財産のうち村有住宅で227平米の減、これは住宅の解体及び旧教員住宅の一部を農業用施設に用途変更にしたことによる減でございます。同じく公共用財産のその他の施設、木造117平米の増についても旧教員住宅の一部を農業用施設に用途変更したことによる増でございます。また、非木造の599平米の増については、介護サービス事業特別会計の廃止に伴いましてデイサービスセンターを一般会計へ移行したことによるものでございます。続いて、宅地で1万6,099平米の増、田畑で2,701平米の減については、河川用地の整理による増減及びデイサービスセンターの移行による増でございます。また、山林の1,197平米の増については、新幹線トンネル工事の管理用道路設営に要する土地を財務局から購入したものでございます。

続いて、次の64ページに移ります。(2)、山林で面積の1,197平米の増は先ほどご説明したとおりです。立木の推定蓄積量につきましては1,900立米の増、これにつきましては山林購入によるもの及び自然増によるものでございます。

次に、(7)、出資による権利のうち、ようてい森林組合出資金につきましては配当金、備荒資金組合超過納付金につきましては配分金による増でございます。計8件の決算年度末の残高につきましては12億5,390万384円となります。

続いて、65ページです。物品、乗用・貨物車が増となっておりますが、介護サービス事業特別会計を廃止したことによる一般会計への移行による増でございます。

続いて、66ページに移ります。4、基金、財政調整基金で2,009円の増、これは利息によるものでございます。減債基金で1,439万2,000円の増、公共施設整備基金で2億1,777万9,168円の増、これは昨年度地方交付税の増などにより財源不足が一部解消されたこと、また支障分の復元により一部積み増しを行ったものでございます。農産物価格安定基金で139万1,276円の増、これは農業振興センター補助金の執行残の積立てと利子の増によるものでございます。敬老福祉基金で3万円の増、これは寄附による新規積立てでございます。村営住宅敷金基金で7万8,300円の減、村有住宅敷金基金で5万8,500円の減、これは入居者の転入出によるものでございます。畑地かんがい排水施設管理基金で34万4,550円の減、これは道営土地改良事業負担金繰入金で約102万円の減、新規積立金で68万円の増となり、合計で減となったものでございます。さくら・もみじ基金で244万9,164円の減、これは事業費繰入金の減などによるものでございます。森林環境譲与税基金で435万1,396円の増、これは昨年度事業を上回る森林環境譲与税が入ってきたことによるものでございます。新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金で28万6,810円の減、これは令和3年度新たに新型コロナウイルス感染症対策として事業者向けの利子補給事業を創設いたしましたが、昨年度支出を行った額による減額でございます。以上、15基金の合計で2億3,472万8,525円の

増、決算年度末現在高で14億5,145万6,799円となります。

一般会計については以上でございます。

続いて、認定第2号 令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

資料の1ページ目をお開きいただきたいと思います。歳入ですが、一番下の合計欄を御覧ください。予算現額1,852万4,000円、調定額1,791万6,275円、収入済額1,791万6,275円、不納欠損額、収入未済額ともになし、予算現額と収入済額との比較60万7,725円でございます。

次に、2ページ目を御覧いただきたいと思います。歳出です。こちらも合計欄を御覧ください。予算現額1,852万4,000円、支出済額1,766万5,722円、不用額85万8,278円、予算現額と支出済額との比較も同額の85万8,278円でございます。

続いて、3ページです。歳入歳出差引き残額25万553円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

続いて、9ページ目をお開きください。一番最後のページです。実質収支に関する調書でございます。歳入総額1,791万6,275円、歳出総額1,766万5,722円、歳入歳出差引き額25万553円、翌年度へ繰り越すべき財源につきましてはゼロ円、実質収支額25万553円でございます。

後期高齢者医療特別会計は以上でございます。

続いて、認定第3号 令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

1ページ目をお開きください。こちらも歳入ですが、一番下の合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額4,507万9,000円、調定額4,615万64円、収入済額4,327万8,508円、不納欠損額22万9,100円、収入未済額264万2,456円、予算現額と収入済額との比較180万492円でございます。

不納欠損額と収入未済額の説明をさせていただきます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税につきましては、不納欠損額は10件で22万8,900円、収入未済額につきましては延べ52件で263万1,056円。

2款使用料及び手数料、1項の手数料につきましては、不納欠損額が200円、収入未済額が1万1,400円で、ともに督促手数料でございます。

次に、2ページの歳出に移ります。こちらも合計額を御覧ください。予算現額4,507万

9,000円、支出済額4,091万1,485円、不用額416万7,515円、予算現額と支出済額との比較も同額の416万7,515円でございます。

続いて、3ページでございます。歳入歳出差引き残額236万7,023円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

続いて、13ページ目をお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書です。歳入総額4,327万8,508円、歳出総額4,091万1,485円、歳入歳出差引き額236万7,023円、翌年度へ繰り越すべき財源につきましてはゼロ円、実質収支額236万7,023円でございます。

次に、14ページを御覧いただきたいと思います。国民健康保険特別会計の財産に関する調書ですが、こちらも移動があったもののみ説明をさせていただきます。14ページ右側の下段、4、基金の財政調整基金で445万2,157円の増、こちらは令和3年度分の後志広域連合分賦金の還付金を基金に積立てをしたものでございます。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

続いて、認定第4号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

こちらも1ページ目をお開きいただきたいと思います。歳入ですが、一番下の合計欄を御覧ください。予算現額1億3,582万3,000円、調定額1億2,524万6,084円、収入済額1億2,517万6,604円、不納欠損額6万9,480円、収入未済額ゼロ円、予算現額と収入済額との比較1,064万6,396円でございます。

不納欠損額の説明をさせていただきます。1款事業収入、1項使用料につきましては、不納欠損額延べ2件で6万9,480円でございます。

次に、2ページ、歳出に移ります。こちらも合計欄を御覧ください。予算現額1億3,582万3,000円、支出済額1億2,510万8,647円、翌年度繰越額656万7,000円、不用額414万7,353円、予算現額と支出済額との比較は1,071万4,353円でございます。

続いて、3ページに移ります。歳入歳出差引き残額6万7,957円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

続いて、9ページ目をお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額1億2,517万6,604円、歳出総額1億2,510万8,647円、歳入歳出差引き額6万7,957円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額につきましては6万7,000円、実質収支額957円でございます。

続いて、10ページ目をお開きください。簡易水道事業特別会計の財産に関する調書ですが、こちらも移動があったもののみ説明をさせていただきます。10ページ右側下段、2の物品、赤井川地区簡易水道の配水管で120メートルの増、これは村道西横四番線配水管新設

工事による増でございます。

続いて、11ページ左側上段、導水管の20メートルの増、これは都地区簡易水道導水管布設替え工事による増でございます。同じく11ページ左側下段、配水管、こちらのほう増減はありませんが、都地区簡易水道配水管布設外工事によるものでございます。11ページ右側中段、配水管110メートルの増、これは池田地区飲料水供給施設配水管布設工事による増でございます。

簡易水道事業特別会計につきましては以上でございます。

最後です。認定第5号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

こちらも1ページ目をお開きください。歳入の一番下を御覧ください。合計欄です。予算現額8,786万9,000円、調定額8,252万3,742円、収入済額8,252万3,742円、不納欠損額、収入未済額ともにゼロ円、予算現額と収入済額との比較につきましては534万5,258円でございます。

次に、2ページ目の歳出でございます。こちらも合計欄を御覧ください。予算現額8,786万9,000円、支出済額8,244万5,479円、翌年度繰越額437万8,000円、不用額104万5,521円、予算現額と支出済額との比較542万3,521円でございます。

続いて、3ページです。歳入歳出差引き残額7万8,263円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和5年9月11日提出、赤井川村長。

続いて、10ページ目をお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額8,252万3,742円、歳出総額8,244万5,479円、歳入歳出差引き額7万8,263円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額につきましては7万8,000円、実質収支額263円ございました。

次に、11ページを御覧ください。下水道事業特別会計の財産に関する調書ですが、こちらの移動はございませんでした。

下水道事業特別会計は以上でございます。

ただいま令和4年度5会計の決算認定の説明をさせていただきましたが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終わりましたので、令和4年度の決算並びに財政健全化、経営健全化に係る監査委員の報告を求めます。

大西代表監査委員。

○代表監査委員（大西敏典君） 令和4年度各会計の決算並びに基金及び資金の運用状況について意見報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により赤井川村長より提出がありました令和4年度赤

井川村一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計について、8月30日、31日に能登監査委員並びに事務局書記と監査を実施しましたので、ご報告いたします。

歳入については、各会計において予算現額、調定額、収入済額、収入未済額等について予算書並びに収入一覧表、収入票により審査し、歳出については支払済明細表、支出証書等により審査し、各項目ごとに計数を照合し、事業内容を確認した結果、適正に処理されていることを報告いたします。

なお、一般会計決算においては、実質単年度収支がマイナスの5,259万6,000円で、前年度の実質単年度収支2億1,170万9,000円と比較し、大幅にマイナスとなっています。これは、令和3年度決算では固定資産税の滞納繰越分の収入増、地方交付税の増、備荒資金の取崩しによる収入増があり、その財源が繰越しされたことにより令和4年度では財源不足による基金繰入れを行わなくてよい会計運営が実施できましたが、今後において財源不足を基金に委ねる厳しい会計運営が続くことが予測されますので、赤井川村財政健全化アクションプランによる財政の点検など、一層の経常経費等の削減に努めていただきたい。

ふるさと納税寄附金については3億690万円と令和3年度と比較し、1億1,500万円余り削減となったが、村単独事業として充当できる財源は令和4年度は1億500万円となり、福祉、子育て、教育、農業振興など様々な事業に充当し、村民の生活、福祉向上に欠かせない財源となっていることから、これらの事業が安定的に継続し、取り組めるよう財源確保に努めていただきたい。

また、村民税、固定資産税、国保税等については、高徴収率を維持されているが、税負担の公平性の観点からも収入未納額については一層の徴収努力をしていただきたい。

次に、地方自治法第241条第5項の規定による基金及び資金の運用状況については、各台帳、関係諸帳簿により審査の結果、適正に処理され、相違ないことを確認しました。今後とも各種基金の目的に沿った適切な管理運用に努めていただきたい。

次に、地方公共団体の財政健全化に関する法律による令和4年度財政健全化審査、経営健全化審査については、その算定の基礎となる事項を記載した書類について審査し、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、令和4年度の決算並びに財政健全化、経営健全化に係る監査委員の意見報告とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第5号につきましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第5号につきましては、決算特別委員会に付託の上、審議

することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員長につきましては、先日協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては藤門弘議員にお願いいたしますので、よろしく取り計らい願いたいと思います。

ここで昼食休憩に入ります。午後 1 時 10 分に再開いたします。

午前 1 1 時 4 8 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 3 0 同意案第 1 2 号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第 30、同意案第 12 号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、同意案の説明をさせていただきます。

同意案第 12 号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについて。

次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 9 月 11 日提出、赤井川村長。

記として、氏名については佐藤環、生年月日、昭和 55 年 4 月 12 日生まれ、住所は赤井川村字都 118 番地の 2 でございます。

略歴表、次ページをお開きください。氏名につきましては佐藤環、生年月日、昭和 55 年 4 月 12 日生まれの満 43 歳の女性であります。住所は赤井川村字都 118 番地 2、新任期につきましては令和 5 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までの 4 年間でございます。最終学歴、札幌国際情報高等学校卒業、主な職歴、プロパンガス取扱いということで平成 17 年 1 月から現在に至っております。主な公職社会活動歴は、主任児童委員を令和元年 12 月 1 日から現在までに至っております。

佐藤環さんについては、教育委員の保護者委員ということで、今成人年齢が 18 歳になったものですから、18 歳未満のお子さんをお持ちの方を教育委員会の委員として任命することになっておりますので、今回佐藤環さんを村として教育委員に勧めたいというふうに考えておりますので、議会の皆様のご同意をいただけるようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

す。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第12号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第12号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、同意案第12号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

◎日程第31 一般質問

○議長(岩井英明君) 次に、日程第31、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、30分以内といたします。

議員の発言を許します。

曾根敏明君。

○3番(曾根敏明君) 一般質問させていただきます。3番、曾根でございます。

村長に伺いたいと思います。みやこ公園パークゴルフ場の芝の状況についてということ、オープン当初みやこ公園パークゴルフ場は自然に囲まれコースもすばらしいと、とてもいいと大人気で大勢の人たちが赤井川村に来てくれていましたが、今では毎日数人の人しかプレーをしないという状態になっております。これは特にグリーンの芝の状態が悪いことが原因だと考えられます。

昨年度私たち議員全員で芝の状態を見に行き、本当に荒れていることに驚きました。その後、凹凸の場所に砂をまいたりし、少しは改善されましたが、現状はまた同じ状態に戻っております。数十年もたつと芝が駄目になるのなら芝を張り替えするか、一部コースを休ませて種まき等をするお考えはないのでしょうかということ、村長の考えを伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長(岩井英明君) これより答弁を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、曾根議員の一般質問にお答えさせていただきます。

現時点ではコース全体の芝の大改修やコースを休ませて養生することは考えておりません。昨年度も同様のお話が議会の場であり、当面は新規井戸の掘削により水不足の解消を図ることでご理解をいただき、今年度よりかん水機材も新規導入して以前のような水不足により維持管理が追いつかない状況の解消に取り組んでいるところであります。ただ、近年の異常気象の中、コース管理も以前より大変な面もありますが、井戸使用初年目でもあり、新しい井戸の供給能力も把握しながら、現在は秋シーズンに向けて種子も購入し、不良箇所改善に取り組んでいるところでございます。

施設の維持管理に最良はなく、常に利便性の向上が求められますが、今後も芝管理に精通している方の意見も参考に、利用者の方々が少しでも満足していただけるよう村民の健康増進、レクリエーション施設として維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） ただいまの答弁に対し再質問はありますか。

曾根敏明君。

○3番（曾根敏明君） このようなお答えになるとは想像はしていましたが、でも、村長の文面にもありますように村民の健康増進、レクリエーションの施設と、それは村長の役割だと思えます。でも、私が言いたいのはその中でも、僕もそうですけれども、村のパークゴルフ協会というか、その振興会の一人でございます。そういう人たちからでもあまりにもコースが荒れていると。ただ単なるレクリエーションの場としてではなく、やっぱりプレーしている方にとっては少しでもスコアの更新というか、またいろんな大会が行われる中であまりにも芝がこれならちょっとまずいなと案じる声も受けます。村民のためのレクリエーションの場と村長は言いますが、それこそコロナの前でしたら小樽とか札幌、そういう地域からいろんな方がやっぱり楽しみに来るわけです。そういう人たちの中からも私のところに直接手紙で、匿名というか、名前は書いていませんでしたけれども、そういう手紙を頂いて、いま一度やっぱり昔のきれいなコースに戻るのであれば赤井川に行きますけれども、今の状態ならとても遊びに行ける状態ではないというような意見もたくさんあります。いろんな各種大会がある中でできれば、管理している状態ではないと、もう少し水の管理だとか、そういうのも村長の文面にもありますけれども、いま一度強い言葉で管理を求めようかなと思っております。その辺もう一回村長の考えを伺います。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 繰り返しのお話になりますけれども、昨年高いお金をかけて井戸を掘っていただいて、現場を皆さんに見ていただいて、それでいろいろ種を植えたり、根土をしたりとかして、水を使いながら維持管理をきちんとできるような体制を取りましようということでのご議論の末に井戸を掘らせていただいて、かん水機材も購入し、今年から手をかけているという状態ですので、今後においても先ほども言いましたけれども、芝管理に精通している地元の方もおりますので、そういった方にもちょっとアドバイスを

らいながら維持管理に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩井英明君） 曾根敏明君。

○3番（曾根敏明君） ある程度理解できます。これは言うてすぐ直るものではありませんし、また来年に向けて、今年の秋にできることはやるということで、来年の春以降またもしそういう管理状態が行われていないのであれば、努力して結果がすぐ出るわけではありませんけれども、そのような状態を見て、また折を見て質問させていただくことになると思いますので、よろしくをお願いします。

答弁は要りません。ありがとう、議長。

○議長（岩井英明君） 曾根敏明君の一般質問終了いたします。

続きまして、能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 2件質問いたします。

1件目は、熱中症対策について村長に伺います。今まで経験のないような暑さに見舞われた夏でした。道内は統計開始以降最も暑い夏だったらしく、9月1日付の北海道新聞の記事では平均気温が平年より3度高く、熱中症搬送者3,000人超、過去最多を上回る戦後最も暑かった今年、熱帯夜続き熱中症増などと伝えられています。

そんな中、道内でも住居や公共施設へのエアコン設置について必要性が高まっています。夏休み明けの小中学校で暑さのため午前授業に切り替えた地域がありましたが、赤井川村においては教室にエアコンが設置されていたおかげで通常どおりの授業が行われました。温暖化により来夏以降も猛暑傾向が続くと考えると、暑さに対応するためのインフラとして整備するの必要を感じます。

また、環境省ではクールシェアやクーリングシェルターといった仕組みを提唱して自治体に導入を呼びかけています。一般家庭でのエアコン普及率が低い道内では、とりわけ必要な取組ではないかと考えます。村内で発生した熱中症の搬送状況、ここ数年での件数の推移と住居や公共施設のエアコン設置状況について伺います。その上で自治体としての熱中症対策について村長のお考えを伺います。

2点目は、小中学校のバリアフリー化について教育長に伺います。

昨年12月、学校施設のバリアフリー化推進を要請する通知が文部科学省より出されています。インクルーシブな教育システムの構築及び災害時の避難所としての利用等の観点から学校種や設置主体の別にかかわらずバリアフリー化を一層推進する必要があるとし、国が定めた令和7年度末までの整備目標に向け、国庫補助率の引上げや緊急防災・減災事業債の活用など財政支援を紹介し、取組を促しております。

村内小中学校のバリアフリー化について、総合計画等での位置づけと各施設の現状、配慮が必要な児童生徒にどのように対応されているのか伺います。また、今後の整備の必要性についてお考えを伺います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 答弁を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、能登議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まずは、熱中症対策ということについてですけれども、村内で発生した猛暑における熱中症及び脱水症の疑いで救急搬送につきましては、7月23日から9月5日までに50代から70代の方で5件発生しており、農作業中が1件、在宅中が4件です。搬送先は全て余市協会病院となっております。ここ数年での件数の推移につきましては、令和4年度は70代の方1件、令和3年度は70代の方2件、令和2年度は60代、70代の方2件、令和元年是60代、80代、90代の方で4件となっております。公共施設のエアコン設置につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用して村内小中学校の普通教室、保育所に設置されており、役場庁舎、健康支援センターの一部にも設置されております。ただ、一般住宅については、村のほうではそういう調査はしておりません。本村の村民向け熱中症対策としては、熱中症を引き起こしやすい気象状況の場合には、防災無線において注意喚起をすることで一般家庭及び学校、職場に対して熱中症の発生を未然に防止するよう努めております。環境省、気象庁による熱中症警戒アラートの指標は33度以上となっておりますが、村では28度以上として注意喚起を行っております。また、包括支援センターでは場合によっては保健師を同行し、高齢者宅へ訪問して体調確認や室内換気を促しており、熱中症についての注意喚起を行っております。

デイサービスセンター利用者については、健康支援センター悠楽室を開放し、涼んでいただくなどの対応をしております。役場庁舎については、資源エネルギー庁の補助事業を活用し、エネルギー転換の調査に着手しており、地中熱を活用した冷暖房の導入の検討を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） 私のほうから小中学校のバリアフリー化についてお答えさせていただきます。

学校施設は多くの児童生徒が1日の大半を過ごす場であり、障害のある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要があり、学校施設のバリアフリー化は必要に応じて進めていかなければならないものであるとともに、障害の有無や性別、国籍の違い等にかかわらず共に育つことを基本理念としたインクルーシブな社会環境の整備は近年特に求められているものであります。こうした状況の中、文部科学省からご指摘のとおり令和2年、4年と学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について等の通知が出され、学校施設のバリアフリー化について迅速に進めるよう要請がなされたところです。議員ご指摘のこのたびの要請については、令和7年度までに避難所に指定されている学校施設のバリアフリースイールの設置、スロープ等による段差解消、これは門から建物の前までと昇降口、玄関等から教室等まで、要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校へのエレベーターの整備の4点が具体的に求められたものであります。

ご質問の本村学校施設の現状の整備の必要性から申し上げますと、校舎については、スロープにつきましては小学校の2校は外構が対応済みとなっており、玄関内部についても対応済み、もしくはすぐに対応できる状況となっておりますが、中学校外構は未対応のため今後の対応を考えているものでございます。エレベーターについては、在籍児童生徒保護者からの要望等が出されている状況ではありませんので、現在検討対象外とはなりますが、残るバリアフリートイレにつきましては防災担当課をはじめ各担当課と調整を図りながら計画的に進めてまいりたいと考えてございます。

運動場については施設内の段差解消のみが対応済みとなっていることから、計画的に進めていく必要があるというふうに考えてございます。

児童生徒への対応についてでございますけれども、現在本村教育の場では性別、出生、人種、信条等の様々な多様性を認めるという、いわゆるインクルーシブ教育の理念は定着しており、障害のある人が学校生活を送る上での困難さを一人一人に合わせた周りからのサポートや環境の調整によって軽減するための配慮、いわゆる合理的配慮が取られてございます。また、総合計画等の位置づけについてでございますけれども、令和3年改定の公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進を図りますというふうに位置づけられてございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） ただいまの答弁に対し再質問はありませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） では、熱中症対策についてに関して再質問を行います。

答弁いただいたのですけれども、質問では熱中症対策の現状をお答えいただくとともに、その上で自治体としての熱中症対策についてお考えをお聞かせくださいと質問いたしました。その部分が抜けていると思いますので、自治体として例えば今上げられた、答弁に上がった対策で十分と考えられているのか、十分ではないとすればどのような改善策があるのか、どのような検討をされているのか、そういう部分について自治体としての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

また、答弁の中にありました公共施設のエアコン設置状況についてなのですけれども、例えばデイサービスとか、診療所とか、高齢の方が利用する場所は優先的にエアコン設置が求められるところだと思います。小中学校も普通教室はコロナの交付金で整備いたしましたけれども、職員室については未設置ですので、やはり先生たちの負担も大きくなっていると伺っております。その辺村としてはどのようにお考えか、特定、この施設については確認したいと思います。

それともう一点、最初の質問の中でクールシェアやクーリングシェルターの取組、国で推奨しているのですけれども、繰り返しになりますが、一般住宅での設置が進んでいない道内においては、やはりとりわけ必要な事業ではないかなと思います。今デイサービスセンターの利用者の方が健康支援センターの悠楽室を涼みに利用しているとか、そのよう

なことは伺っておりますけれども、村の一般の住民の方もやはり気軽に暑さをしのげるような場所というのが、これからどんどん暑くなってくることを考えますと必要だとも思います。その辺についての村の方もお聞かせください。

以上、再質問お願いいたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） まず、村の考え方というか、今先ほどご答弁させていただいておりますは注意喚起をする。それと、高齢者の心配なところについては巡回をしながら注意喚起、もしくは家の中を見せていただきながら空気の循環をよくするだとかということ現場で対応させていただいておりますし、そういった部分を継続していきたいというふうに考えてございます。

あと、公共施設については学校も普通教室だけですし、ほかの例えば健康支援センターなんか片側の部屋だけということにはなっておりますけれども、そう安い金額でつけられるものでもございませんので、国のほうでもこの猛暑の中いろんな対策が今後出てくるだろうなというふうにも思っていますので、そういった事業なんか活用しながら必要最低限の部分については今後の気象状況も考えていかなければならないのかなというふうには考えておりますけれども、具体的に何年度までにどこの施設、何年度までにはどこの施設というようなことで、今のところそういった計画は持ってはおりません。ただ、今おっしゃったとおり今後もっともっと気象状況が変わってくれば、それこそお金のこともそう言っていられない時期も来るかもしれませんので、そういった部分は状況を見ながら判断をしていきたいというふうに考えてございます。

また、最後のクールシェア、クーリングシェルターといった部分についても特に全体的には周知はしておりませんでしたけれども、そういった高齢者の住宅を回ったりなんかする上で涼みたいという方はそちらにお連れするようなことも当然可能ですし、今後においても個別のそれぞれの対応という格好にはなるとは思いますけれども、そういった部分については次年度以降についてきちんと周知ができるようなことも考えていかなければならないかなという部分は考え方持っておりますので、内部で十分検討しながら進めていければなというふうに考えてございます。

○議長（岩井英明君） 再々質問はありますか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 今年だけではない、今年もひどかったけれども、ここ何年かずっと夏は猛暑状態が続いております。今年になってまだ今後の気象状況を見てというお話にはならないと思うのです。統計的にももう猛暑傾向というのは明らかなことですし、今後これが多少の変動はあっても以前のように北海道らしい夏、涼しい状況が戻ってくるとはとても思えない状況です。ぜひ具体的に考えないと、ただでさえ財政状況厳しい中では予算ついていかないと思うのです。やると決めないと変えていけないことでもあるし、亡くなる方が出てからの対応ではとても遅いと思いますので、ぜひ具体的に考えていってほし

いと思います。救急搬送ではないにしても、やっぱり熱中症の症状で診療所などに来られている方の話もお聞きします。その場合診療所で点滴を受けても診療所にはエアコンがないので、暑い中窓の開け閉めだけで気温調節しながら点滴を受けている、そんなお話も伺っております。ぜひ命を守るという観点から、そのくらいの緊張感を持って取り組んでほしいテーマだと思います。すみません、答弁求めません。

次に、次の質問について再質問いたしたいと思います。小中学校のバリアフリー化について教育長に再質問したいと思います。

今回質問いたしましたのは、国でこういう取組をしているから赤井川ではどうなのでしょうというような一般的な質問というよりは、実際に困り事が発生しているからこそちょっと質問させていただきました。何年か前には都小学校の低学年の児童、また今年度、今年に入ってからは赤井川小学校、あと赤井川中学校でも車椅子の状態での上階に行けなくて困っている、そんな状況が実際に発生しております。なので、例えばエレベーターについては児童生徒、保護者から要望等が出されている状況ではないから、現在検討対象外となっていますとおっしゃるのですけれども、要望が出ていないから、では黙っていていいのかということなのです。特に中学校ではお母さんがお仕事を休んで生徒さんを抱きかかえて教室まで連れていったり、そういうふうな状況だったと一緒に通っている娘からも聞いております。そういう状況を多分御存じだと思うのです。なので、要望がないから取り組まないのではなくて、やはり今小中学校どちらも上階に行くのにすごく困っているのです。玄関のスロープは小学校はついているし、中学校はこれから検討というお話でしたけれども、やはりその上階に行かなければ中学校は通常学級全部上階ですし、現場の例えば合理的配慮というものに任せっ放しでは限界もあるかと思います。いつきのことならまだしも、車椅子の状態が長期化したときに生徒本人も来づらくなりますし、前でサポートする教職員、ほかの生徒さんにもやっぱり限界があるので、施設面でそういうことをサポートするためにも、要望が必要なのでしたら今この場で要望したいと思いますので、ぜひエレベーター、エレベーターが最善の策か分からないですけれども、何かしらの形で上階にきちんとアクセスできる道は誰にでも開けるように検討していただきたいと思います。国の目標年次が令和7年度ということなので、この国庫の補助も7年で打ち切られた場合、また財源的にもさらに厳しくなると思いますので、村のほうとしてもぜひ考えていただきたいかなと思いますが、その上で具体的な検討課題としていま一度お考えをお聞かせ願えますでしょうか。お願いいたします。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） 今の車椅子の関係の話についてなのですけれども、個別の事案の件について個人情報に関わるものには多くの、今詳細な部分も関わるので、その辺は少し差し控えたい部分もありますけれども、一般的な一般論としての部分でお話をさせていただきますと、先ほどの答弁の中でもお話しさせていただいたように中学校の玄関アプローチの部分に関しては、本村の小学校については玄関アプローチはスロープは完備され

ているのですが、中学校についてはないという部分がありますので、そこは整備していかなければいけない部分であるということで、その課題はちょっと感じているところです。

あと、先ほどの答弁の繰り返しにもなりますけれども、合理的な配慮という部分でいきますと、これは御存じな部分もあるかなと思いますけれども、一般的な障害の原因とか障害にかかわらず、今現在様々なサポート体制をするという学校の中での姿勢というのは定着していて、学校の中では障害とかにかかわらず例えばけがですとか、一時的な、本来はそういうのは該当ではないのですけれども、そういう子供たちも含めて配慮するような姿勢にはなっております。例えばの話なのですが、階段昇降をサポートするですとか、それから個人の学習環境を1階に下げるですとか、もっと言いますと全体の学習環境をその子に合わせて1階に下げるですとか、またトイレのドアを取り払ってのれんに変えるですとか、様々なそういうような配慮をしながらその子に対応しているような状況は今現在やっております。そういうようなことでソフト的な配慮なんかはしているところです。

それからもう一つ、今階段の昇降の具体的な話をされていましたがけれども、階段の昇降ということではいきますと、本村は階段昇降機はございますので、そういうことが必要であれば階段昇降機を使った対応もすることができます。ただ、しばらく使っていませんので、バッテリーの交換はちょっと必要にはなってくるので、そういうふうなことも対応することは可能なのです。今のお話の補助金を使ったその機械は補助対象認定が必要になってきますので、医療機関の審査ですとか、様々な検査をかけてそういう認定、多少のハードルをクリアした上で今の補助申請が必要になってくるところでして、そういうところの手続を踏むようなことも必要になってきますので、そういうところを経ないといけませんので、その辺りも今後いろいろ総合的に判断しながら、対応を取りながら、ただいづれにしてもバリアフリー化に向けた対応はいろいろ配慮しながら取組はしていきたいなというふうには考えてございます。

○議長（岩井英明君） 再々質問はありますか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） ありがとうございます。繰り返しになるようで申し訳ないですがけれども、一時的にけがとかでそういう設備が必要になった方とか、それが対象にならないというお話だったと思うのですけれども、その辺は私ちょっと、すみません、勉強不足で把握していなかったのですが、ただふだんいらっしゃらなくてもやっぱり例えば転校生がそういう状態の子がいるとか、これから入学する方が、そういう状態の子がいらっしゃるとなったときにいきなり、では改修しましょうというのは難しいと思うのです。なので、備えとして、階段昇降機のお話もありましたがけれども、いつでも使えるように整備しておく。備えとして、あといつでもその改修に向けて動けるように情報収集などは常に行っておくという姿勢をぜひ持ち続けて、何か起きたときのために迅速に動けるように準備していただきたいと思います。すみません、答弁求めません。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終わります。

- ◎軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める自治体意見書の提出について
- ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を
 求める意見書の提出について
- 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
- 国立病院の機能強化を求める意見書の提出について

○議長（岩井英明君） 次に、お手元に配付のとおり、北海道索道協会及び株式会社New KRHより、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情、北海道町村議会議長会より、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書、同じく北海道町村議会議長会より、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について、全医労札幌病院支部より、国立病院の機能強化を求める陳情書の以上4件の陳情書が届いております。

これについて、総務開発常任委員会に付託し、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情、ほか3件につきましては、総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。

（午後 1時47分散会）